

化学物質管理（P R T R 法）

各工場の取扱量 1 t 以上の PRTR 対象物質は下表の 5 物質であり、新潟原動機全体としての 2010 年度の実績は下表の通りです。

改正 PRTR 法により、A 重油に含まれるメチルナフタレンが届出対象に入ってきており、品名として増加しました。

物質 番号	C A S 番号	化学物質名	取扱量	大気 排出量	水域 排出量	移動量
438	1321-94-4	メチルナフタレン	29576	148	—	—
87	—	クロム	11346	—	—	8200
300	108-88-3	トルエン	9579	9459		120
384	106-94-5	1-プロモプロパン	7926	7663	—	263
80	1330-20-7	キシレン	7639	7576	—	63
412	—	マンガン	4706	—	—	94
53	100-41-4	エチルベンゼン	2562	2545	—	17
296	95-63-6	1, 2, 4-トリメチルベン ゼン	1870	1870	—	—

(単位は kg)

●シップリサイクル条約対応

2009 年 5 月 15 日、香港で開催された国際会議において、シップリサイクル条約が採択されました。これは、船舶のリサイクルにおける労働災害や環境汚染を最小限にするため、船舶内にインベントリ（船舶内の有害物質一覧表）の作成と備え置きなどを義務付けるものです。まだ条約発効の条件はそろっていませんが、いずれにしても発効は間違いないこととして、すでに造船所から当社納入機器の材料宣誓書の要求がきはじめています。

当社としては、これに応えるべく社内組織を作って対応を始めました。エンジン、その他制御機器などについて規定された化学物質の含有量とその所在を明らかにすることになります。もちろん部品・機器メーカー殿の協力を得なければ出来ないことになりますが、積極的に調査を進めてまいります。